

各障害者支援施設等 管理者 様

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
(千葉県知事 熊谷 俊人)

障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染対策について (要請)

日頃、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の B A. 5 系統を中心とする感染が急速に拡大しており、医療機関や障害者支援施設等への負荷が急速に高まっています。

この状況を踏まえ、県は、社会活動を維持しながら、感染拡大に対応するため、「B A. 5 対策強化宣言」を行ったところです。

障害者支援施設等は、重症化リスクの高い者が集団で生活する場であり、クラスター化のリスクも高いことから、特に十分な対策が必要であり、マスクの着用や消毒、換気等の基本的な感染防止対策はもとより、下記事項について取組の強化を行っていただくよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項の規定により要請いたします。

記

1 入所施設職員等に対する頻回検査について

障害者支援施設等においては、感染は従事者や新規入所者等（外泊から施設に戻ってくる方等も含む）、外部から持ち込まれることが多く想定されます。

感染の早期発見・対処のため、県等が実施する検査事業を積極的に活用し、検査を受検してください。

2 面会について

面会については、オンラインやガラス越しでの実施を検討するほか、面会者の体調チェック、人数・時間の制限、消毒や換気の徹底など、十分な感染防止対策を講じた上で実施してください。

3 4 回目ワクチン接種の早期実施について

ワクチンについては、重症化予防効果に加え、限定的ではあるが感染予防効果が示されており、接種を希望する入所者及び従事者に対し、3 回目接種の完了から 5 か月経過後、円滑に 4 回目接種を実施いただくよう、協力医療機関等と連携の上御対応をお願いします。

<問合せ先>

健康福祉部障害福祉事業課

法人指導班 043-223-2646

MAIL : shougai-houjin@mz.pref.chiba.lg.jp

BA.5対策強化宣言に伴う協力要請等について

令和4年8月4日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株（BA.5）の感染者が急増し、昨冬のピークを超え、即応病床使用率は70.3%（令和4年8月3日時点）となり、入院調整に時間がかかる事案が増えるなど医療機関等への負荷が急速に高まっています。

県では「BA.5対策強化宣言」を行い、基本的感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立を図るために以下の対策を要請します。

○「BA.5対策強化宣言」の期間

令和4年8月4日から8月31日まで

○協力要請等の内容

1 県民の皆様へ

(1) 特措法第24条第9項に基づく協力要請

ア 冷房中でも室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行うなど基本的な感染対策を再徹底すること。

イ 風邪症状等、体調不良が見られる場合は、外出を控えること。

ウ 高齢者や基礎疾患を有する方及びこれらの方と同居する家族等は、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を控える等、感染リスクを減らす行動を心がけること。

エ 飲食時の大声や長時間の回避、会話する際はマスクを着用すること。

オ 「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用すること。

カ 救急外来及び救急車は、適切に利用すること。

※ 救急車の要請に迷う場合は、自宅療養者フォローアップセンターや救急安心電話相談を利用してください。

※ 自宅療養中に容態が急変した場合には、躊躇なく救急車を呼んでください。

(2) (1) 以外のお願い

ア 症状が軽く、65歳以下で基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方は、発熱外来の受診に代えて、検査キット配付センター等で配付する検査キットを用いて検査することや、陽性と思われる結果が出た場合には、陽性者登録センター又はオンライン診療の利用等を検討していただきたいこと。

イ 3回目までのワクチン接種を行っていない方や、20代、30代の若い世代の方は、感染による重症化や後遺症から自分を守るためにも、速やかな接種を検討していただきたいこと。

ウ 高齢者などの重症化リスクの高い方については、ご自身やご家族などの周りの方がワクチンを接種していただきたいこと。

2 事業者の皆様へ

特措法第24条第9項に基づく協力要請

- ア 業種別ガイドラインを遵守すること。
- イ 在宅勤務（テレワーク）の活用を推進するとともに、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ウ 職場においては、感染防止のための取組や「3つの密」等を避ける行動を徹底すること。
- エ 療養を終了した方や濃厚接触者の待機期間が終了した方が職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に証明（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）の提出を求めないこと。
- オ 集客施設においては、入場者の整理・誘導、発熱者等の入場禁止、入場者のマスクの着用等の周知を徹底すること。
- カ 社会経済活動の維持と感染防止対策の両立のため、業務継続計画の確認等を進め、事業継続を図ること。
- キ イベントの実施に当たっては、「感染防止安全計画」や「感染防止対策チェックリスト」により、その規模にかかわらず感染防止対策を講じて実施すること。会合やイベントなどでは、症状のある方が参加しないように呼びかけること。

3 高齢者施設等へ

(1) 特措法第24条第9項に基づく協力要請

- ア 高齢者施設等の従事者等の頻回検査を実施すること。
- イ 高齢者施設等での基本的感染対策に配慮した面会を実施すること。
- ウ 入所者等へのワクチン接種を促進すること。

(2) (1) 以外のお願い

協力医療機関等との協力体制を確認すること。

4 医療機関へ

(1) 特措法第24条第9項に基づく協力要請

全医療機関における新型コロナウイルス感染症対応への協力

(2) (1) 以外のお願い

- ア 現在病床を確保していない医療機関も含めた更なる病床の確保
- イ 回復期・慢性期を担当する医療機関を中心とした後方支援医療機関としての協力
- ウ 緊急搬送後に感染が判明した患者等に対する医療の継続
- エ 高齢者施設等における協力医療機関の事前確保への協力